

(案)

部会メンバー追加について

- ・ 保育所から移行した認定こども園については、私保連より推薦いただく。
- ・ 小規模保育事業については、小規模事業者に応募用紙を送付して応募いただく。
応募資格：大阪市内で1年以上小規模保育施設で勤務または運営経験がある方。
大阪市の保育施策に関心があり理解されている方。
別紙参照
- ・ 市民委員（公募委員）の部会参加の仕方については、議事内容により必要に応じて参画いただくとしていたが、前回の平成27年度第2回こども・子育て支援会議で、毎回参画いただいた方が良いのではないかと意見が出たため、扱いを決める必要がある。

こども・子育て支援会議教育・保育部会に参画いただく小規模保育事業者
応募要領

- 応募資格：大阪市内で平成28年月日現在も含め1年以上同一の小規模保育事業所で勤務または運営経験がある方。
大阪市の保育施策に関心があり理解されている方。
- 公募委員数：1名
- 任期：平成28年月日から平成31年3月31日
- 役割・報酬：年に2～3回程度、こども・子育て支援会議教育・保育部会（平日の午前または午後に開催予定）に出席していただきます。会議に出席していただいた場合は、所定の報酬（大阪市ホームページで公開）をお支払いします。
- 応募方法：
 - 応募用紙に、下記テーマによる作文（800字程度）と、必要事項をご記入の上、送付またはEメールにてお申し込みください（区役所等の窓口ではお受けできません）。
 - 作文については、パソコン等で作成したものをプリントしてお送りいただいても結構ですが、その他の項目については応募用紙をご使用ください。
<http://> _____
- 作文テーマ：「小規模保育事業所の役割と課題について」（800字程度）
子ども・子育て支援新制度について、本市ホームページをご参照ください。
<http://> _____
- 選考：
 - 小規模事業委員の選考は、いただいた応募書類をもとに行います。
 - 結果については、後日、文書により通知させていただきます。
 - いただいた応募書類は返却いたしかねますのでご了承ください。
- 締切：平成28年月日（ ）必着
- 応募及び問合せ：
こども青少年局企画部経理・企画課（企画グループ）内
「こども・子育て支援会議教育・保育部会への参画小規模事業者募集係」宛
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
TEL 6208-8153 FAX 6202-7020（FAXでの応募はお受けできません）
Eメール _____

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

こども・子育て支援会議教育・保育部会に参画いただく

小規模保育事業者応募用紙

こども・子育て支援会議教育・保育部会への参画に次のとおり応募します。

小規模保育事業所	認可 年月日	
事業所所在地（〒 - ）		
電話番号（日中の連絡先） - -		
認可種別 小規模保育事業 A ・ B ・ C		
法人名		設立 年月日
主たる 事務所	（〒 - ）	
代表者 氏名		
法人の 概要		
ふりがな	年齢	性別
参加者氏名（役職）		
	（ ）	歳
応募動機		
これまでの保育経験		

キ
リ
ト
リ

ご記入いただいた個人情報は、こども・子育て支援会議教育・保育部会への参画小規模保育事業者募集事務の目的以外には使用いたしません。